

## 「山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会」規約

## (名称)

第1条 本会の名称を、山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、山鳥坂ダム建設事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

## (任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト縮減策の具体内容
- 二 事業執行内容

## (委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所に置く。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則

この規約は、令和7年 5月26日より施行する。

この規約は、令和8年 6月17日より施行する。

## 第4条第1項の委員（五十音順・敬称略）

氏名	職業
青野 勝廣	松山大学 元学長（経済学博士）
篠原 伸明	愛媛県 土木部長
福島 雅紀	（国研）土木研究所 河道保全研究グループ長
森脇 亮	愛媛大学 教授（工学博士）